

四半期報告書

(第26期第1四半期)

自 平成22年1月1日

至 平成22年3月31日

株式会社アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

(E05369)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	5
4 従業員の状況	5

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	6
2 事業等のリスク	7
3 経営上の重要な契約等	11
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	25
(2) 新株予約権等の状況	26
(3) ライツプランの内容	40
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	40
(5) 大株主の状況	40
(6) 議決権の状況	41

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	43
(2) 四半期連結損益計算書	45
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	46

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月17日
【四半期会計期間】	第26期第1四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社アプリックス
【英訳名】	Aplix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 郡山 龍
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
【電話番号】	(03) 5286-8436
【事務連絡者氏名】	執行役員（財務担当） 伊藤 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
【電話番号】	(03) 5286-8436
【事務連絡者氏名】	執行役員（財務担当） 伊藤 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第26期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第25期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
売上高(千円)	814,565	2,036,793	3,537,080
経常利益(△損失)(千円)	△388,608	△162,756	△1,051,026
四半期(当期)純利益(△損失)(千円)	△400,229	109,798	△1,424,466
純資産額(千円)	12,926,256	14,395,674	11,973,624
総資産額(千円)	13,840,812	15,783,396	12,659,643
1株当たり純資産額(円)	127,526.88	120,875.79	117,620.02
1株当たり四半期(当期)純利益(△損失)(円)	△3,950.15	1,083.68	△14,059.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	—	1,083.01	—
自己資本比率(%)	93.4	77.6	94.1
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	176,923	196,747	△242,977
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△341,088	1,215,021	△1,737,660
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△85	△355	△1,100
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	9,612,108	9,148,720	7,727,754
従業員数(人)	300	495	312

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第25期第1四半期連結累計(会計)期間及び第25期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社、及び連結子会社12社により構成されております。

(1) 当社の事業内容について

当社グループは、ソフトウェアテクノロジーによって世界中の人々がより充実した生活を楽しめるようにすることを使命として事業を営んでおります。その実現のため、世界中で多くの人々が利用する携帯電話やパーソナルコンピュータなどの民生用電子機器に向け優れたソフトウェア基盤技術(注)を研究開発し販売することを中核事業に据え、その技術を利用する多種多様な魅力的なコンテンツ・サービスを世界中の人々に届ける事業を展開しております。

中核事業の主な顧客は、様々なソフトウェア基盤技術を必要としている電子機器メーカーや通信事業者です。これらの顧客が、当社が販売する優れたソフトウェア基盤技術を搭載した電子機器をより多く出荷することにより、当社グループにより多くのロイヤリティが製品売上として入ります。さらに、当社グループでは、顧客がそれらの電子機器を迅速に市場に展開できるよう、コンサルティングや共同開発を行い、技術支援売上を得ております。

現在、中核事業の主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、iアプリなどのJava言語で作成されたアプリケーションを実行するためのソフトウェア基盤技術です。ゲームやGPSナビゲーションなどのアプリケーションをJava言語で簡単に作成することが出来るため、日本をはじめとして欧米で急速に普及しております。また、Java言語で作成されたアプリケーションは安全性が高いため、モバイルバンキングや電子マネーなどの生活インフラにも利用され、国内の携帯電話市場においては、JBlendは既に9割以上の高い搭載率となっております。一方、世界人口の過半数を占めるエマージングマーケットを含め多くの地域ではJava言語で作成されたアプリケーションの本格的な普及はこれからとなるため、JBlendを搭載した携帯電話の出荷台数は世界全体の携帯電話市場のまだ1割程度です。今後、成長著しいエマージングマーケットにてJava言語で作成されたアプリケーションの普及を加速させ、JBlendを搭載した携帯電話の出荷台数を大幅に増やすことにより、収益を大きく伸ばすことが可能だと考えております。

さらに、主力製品である「JBlend」の他、国際競争力の高い多種多様なコンテンツ・サービスを実現する様々なソフトウェア基盤技術をより多く提供していくことにより、収益基盤の拡充を図っております。

当第1四半期連結会計期間において、当社が、当社の持分法適用関連会社である株式会社ジー・モードの普通株式を株式公開買付けにより追加取得したことにより、同社は当社の連結子会社となりました。同社は、国内外の携帯電話向けコンテンツ・サービスの企画・開発・運営により、人々の心の潤いとなるコンテンツ・サービスを、ネットワークを通じて広く提供し提供事業を営んでおり、老若男女を問わず幅広い年齢層に受け入れられる良質な携帯コンテンツを毎年多数開発して国内で販売しております。当社グループでは、当社が提供するJBlendをはじめとする中核事業製品と、株式会社ジー・モードのコンテンツ・サービスを共に提供することにより、中国やエマージングマーケットへのコンテンツ流通の普及を促進させ、当社の中核事業製品を搭載する携帯電話の販売台数を増やし、更なるコンテンツ市場を拡大するという戦略を進めております。国内大手メーカーの海外市場向け携帯電話端末への当社グループの製品群のプリインストールなども見込んでおり、今後も国内および世界各国の通信事業者、端末メーカー、そしてコンテンツ・サービスのパートナーとより良い友好関係を築いて、当社グループ全体の収益力拡大のため、海外戦略を加速させます。

当社グループが提供する優れたソフトウェア基盤技術を搭載した民生用電子機器向けに、魅力的なコンテンツ・サービスをより広く提供することで、より多くの人々がこれらの電子機器を購入することに繋がります。また、優れたソフトウェア基盤技術をより広く提供することで、多くの人々に当社グループが提供する魅力的なコンテンツ・サービスを購入していただくことができます。このように、当社グループの各社が協力し合って発展的な循環を作り出すことで、当社グループ全体の収益を持続的に拡大していくことが可能となります。

(注) ソフトウェア基盤技術

ソフトウェア基盤技術とは、ソフトウェアを開発したり利用したりする際に、その土台となる技術です。様々な電子機器で共通して必要になるソフトウェアの機能(画面に文字や絵を表示する、音を出す、データの保存や管理を行う、ネットワークを利用する、セキュリティを確保するといった機能)や、ソフトウェアそのものの実行を円滑にする技術などがこれに該当します。

現代の民生用電子機器には、携帯電話から冷蔵庫まで、そのほとんどに小型コンピュータシステムが組み込まれています。機器に組み込まれたコンピュータシステムは、ビデオの録画予約、エアコンの温度調整、携帯電話でのインターネット接続、電子メール、ゲームなどのアプリケーションを利用するといった機能をユーザーに提供しています。そして、こうした機器固有の様々な機能を実現しているのは、機器の用途に応じて製作され、コンピュータシステムの一部として機器に組み込まれているソフトウェアです。

民生用電子機器の多機能化・高機能化に伴い、機器に組み込まれるソフトウェアはより複雑で高度な処理を行うようになっています。機器で利用されるソフトウェアをより便利で安全なものにし、かつ効率良く開発できるようにするために、ソフトウェア基盤技術は極めて重要なものである、と当社は考えています。

(2) 関係会社の事業内容及び位置付けについて

主要な関係会社は以下の通りです。

a. iaSolution Inc. について

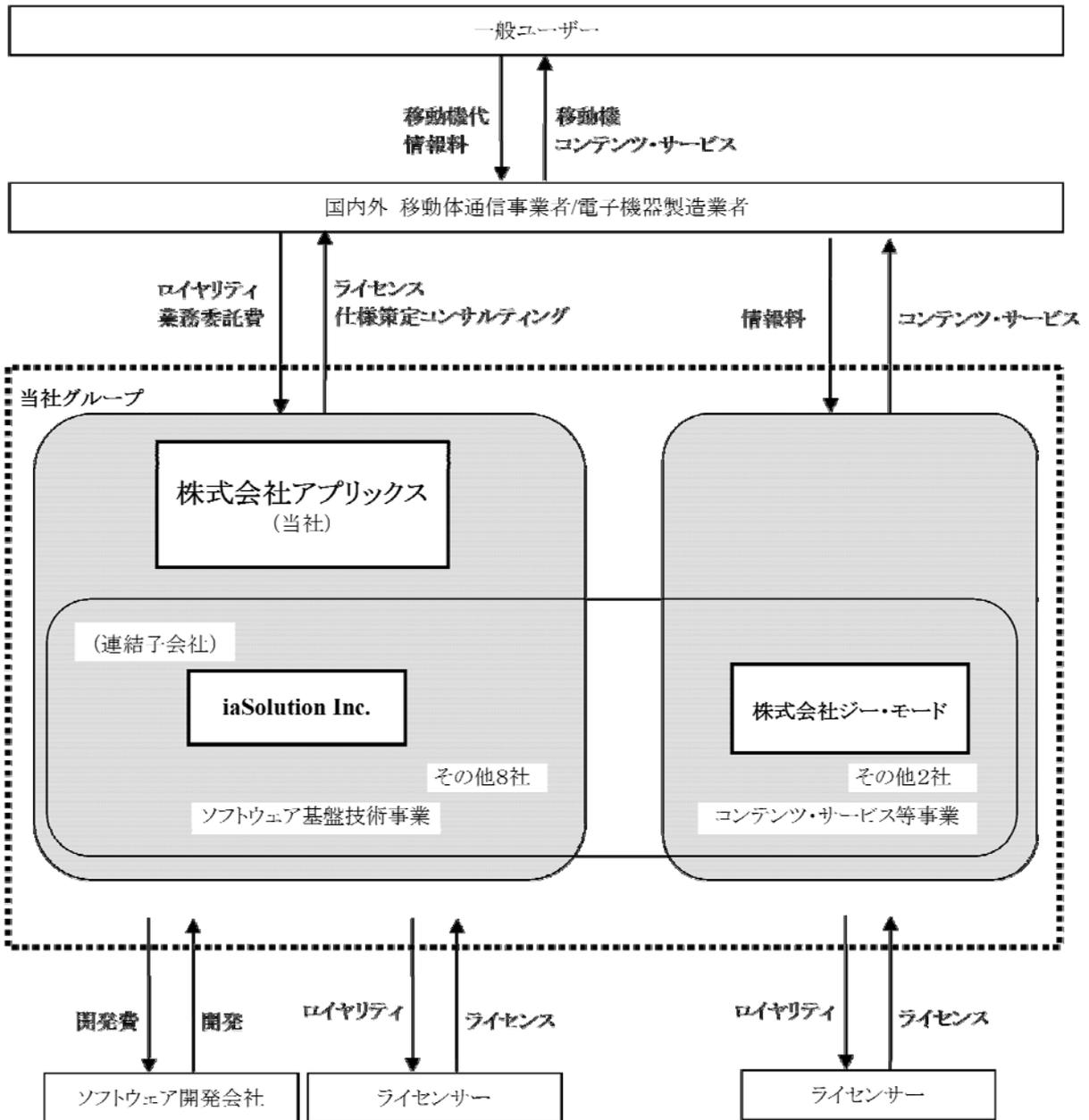
iaSolution Inc. (連結決算日現在、資本金195,870千台湾ドル) は台湾において平成12年5月に設立され、平成16年8月に当社グループの一員となりました。同社は、電子機器製品の出荷数量を順調に増やしている中国、台湾、エマージングマーケット等の海外市場において当社グループ製品の搭載を強力に推進しております。また、コストパフォーマンスの高い開発拠点としても規模を拡張するなど、当社グループが海外市場において競争力を発揮するための成長ドライバーとして重要な役割を担っております。

b. 株式会社ジー・モードについて

株式会社ジー・モード (連結決算日現在、資本金3,320,723千円) は、携帯電話向けゲームの開発及び配信サービスの提供を目的として平成12年7月に設立され、平成14年10月の日本証券業協会への株式店頭登録を経て、平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所 (現株式会社大阪証券取引所 (JASDAQ市場)、JASDAQコード: 2333) へ株式を上場しております。同社は主力事業である携帯電話公式サイト向けコンテンツ・サービスの企画・開発・配信・運営に加え、携帯電話一般サイトや各種メディアデバイス等を利用したインターネット・カジュアル・コミュニティサービスの開発・提供を手掛けるなど、従来のゲームの枠に囚われない付加価値の高い新たなインターネットサービスの創造を志向しております。

当第1四半期連結会計期間において、当社が、当社の持分法適用関連会社である株式会社ジー・モードの普通株式を株式公開買付けにより追加取得したことにより、同社は当社の連結子会社となりました。当社は、同社が開発・提供する豊富な携帯電話ユーザー向けコンテンツ・サービスと当社が提供している携帯電話の新たな機能やサービスを実現するための要素技術を融合させることにより、海外市場に向けて競争力のある多様な携帯コンテンツ・サービスの提供を実現するとともに、携帯電話上でのカジュアルコンテンツ等の一般コンシューマ向けサービス、ソフトウェアを中核とした販売促進や協調営業の体制を整備・充実させることで、エマージングマーケットを始めとする海外市場でのシェアを拡大するという戦略を進めております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において新たに提出会社の連結対象子会社となった会社は以下の通りです。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(連結子会社)						
株式会社 ジー・モード (注) 1、2、3	東京都 渋谷区	千円 3,320,723	国内コンテンツ配信事業、カジュアルコミュニケーション事業、海外事業、その他の事業	47.39 [10.46]	-	資本・業務提携 役員の兼任2名
その他3社						

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。
2. 有価証券報告書提出会社であります。
3. 当社が所有する株式会社ジー・モードの総株主等の議決権に対する所有割合は、平成21年11月17日から平成22年1月18日まで実施した同社普通株式に対する公開買付けの結果、平成22年1月25日をもって47.39パーセントとなりましたが、株主間契約に基づき、当社と同一内容の議決権を行使することに合意している同社株主が所有する議決権の割合が10.46パーセントであることから、同社を実質的に支配していると認められるため、子会社としております。また同意している者の議決権の所有割合を[]内に外数としております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	495
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者(3名)を含みません。
2. 当社グループ外から当社グループへの出向者はおりません。
3. 上記の従業員数には、平成22年4月以降に退職が確定している、キャリア転進支援プログラム退職予定者数(14名)は含めておりません。
4. 従業員の増加の主な要因は、当第1四半期連結会計期間より連結子会社となりました株式会社ジー・モード及びその子会社の従業員数(177名)をコンテンツサービス事業に加えたことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	167
---------	-----

- (注) 1. 上記表の数値には、海外の支店の従業員数(6名)は含んでおりません。
2. 従業員数は、当社から当社外への出向者(3名)を含みません。
3. 当社外から当社への出向者はおりません。
4. 上記の従業員数には、平成22年4月以降に退職が確定している、キャリア転進支援プログラム退職予定者数(14名)は含めておりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

従来、「ソフトウェア基盤技術事業」の単一事業でありましたが、当第1四半期連結会計期間よりコンテンツ・サービス等事業を営む株式会社ジー・モード及びその子会社2社を連結の範囲に含めたため、「コンテンツ・サービス等事業」を事業区分として追加しております。

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア基盤技術事業 (千円)	567,680	99.4
コンテンツ・サービス等事業 (千円)	166,896	—
合計 (千円)	734,576	128.6

- (注) 1. 金額は、製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 生産高には社内製作のソフトウェア取得高が含まれております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。なお、受注状況はJBlend等の当社製作ソフトウェアを組込む受託開発作業に関する受注についてのみ算定しています。

区分	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア基盤技術事業	39,284	41.8	288,554	340.5
コンテンツ・サービス等事業	—	—	—	—
合計	39,284	41.8	288,554	340.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア基盤技術事業 (千円)	783,864	96.2
コンテンツ・サービス等事業 (千円)	1,252,928	—
合計 (千円)	2,036,793	250.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日		当第1四半期連結会計期間 自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	478,675	58.8	1,142,791	56.1
KDDI株式会社	—	—	246,885	12.1

3. KDDI株式会社の前第1四半期連結会計期間における販売実績については、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。
4. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間に株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となったことに伴い、コンテンツ・サービス等事業において新たなリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は次の通りです。また、以下の記載は当社グループの事業等に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 事業内容に関するリスク

①現在の事業の概要

当社グループのコンテンツ・サービス等事業（以下「当社コンテンツ・サービス等事業」という。）においては、携帯電話のインターネット接続サービス向けのゲームコンテンツの企画、開発及び配信を行うプロバイダー事業を行っております。ゲームコンテンツの配信は、Java及びBREW（以下、「Java等」という。）対応携帯電話のユーザーに対し、各キャリアの公式メニューに登録された自社ゲームサイトを通じて行っております。

平成22年3月末現在、当社コンテンツ・サービス等事業では、各キャリア合計で、18の公式ゲームサイトを通じ、1,700本を越えるゲームコンテンツを配信し、また着メロサイトを通じて20,000曲以上を配信しております。1ゲームコンテンツあたりの開発期間は約2ヶ月と短く、開発費は他のプラットフォーム向けのゲームコンテンツの開発に比して低額となっています。しかしながら、ゲームコンテンツの配信数、ヒット作品の多寡、自社ゲームサイトの会員（以下、「会員」という。）の入退会動向またはダウンロード数の増減等によっては、収益が大きく変動する可能性があります。

②特定のコンテンツへの依存

当社コンテンツ・サービス等事業においては、「テトリス」を始めとする特定のゲームコンテンツに依存する傾向があります。そのため、当社コンテンツ・サービス等事業においては、業績の安定化を目指し、ゲームコンテンツ細部の変更等により、ユーザーを飽きさせない工夫をするとともに、特定のゲームコンテンツへの過度の依存を回避するため、新たなゲームコンテンツの企画・開発及び配信に努めております。しかし、既存の特定ゲームコンテンツの人气が下降する前に、それらに代替する新たなゲームコンテンツを企画・開発及び配信できない場合には、当社グループの経営成績は影響を受ける可能性があります。

③特定の取引先への依存

(a) キャリアへの依存

当社コンテンツ・サービス等事業が配信するゲームコンテンツは、各キャリアの公式メニュー上に公式コンテンツとして掲載されております。しかし、各キャリアの公式コンテンツとしての採用・不採用及び配信停止はキャリア各社の判断により決定されますので、当社コンテンツ・サービス等事業における計画どおりにゲームコンテンツを公式コンテンツとして配信できるとは限りません。したがって、当社コンテンツ・サービス等事業におけるゲームコンテンツの公式コンテンツへの採用状況によっては、当社グループの経営成績は影響を受ける可能性があります。

また、当社コンテンツ・サービス等事業においては複数のキャリアと取引を行っており、今後とも各キャリアを通して幅広くゲームコンテンツを配信していく方針ですが、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）への依存度が高いのが現状です。そのため各キャリア、特にNTTドコモのインターネット接続サービスに関する事業方針の変更等によって、当社グループの事業戦略及び経営成績は大きな影響を受ける可能性があります。

(b) 株式会社CSKシステムズへの依存

当社コンテンツ・サービス等事業においては、コンテンツを配信するにあたって、株式会社CSKシステムズ（以下、「CSK」という。）と業務提携基本契約を締結し、サーバ運営等、コンテンツ配信業務の一部をCSKに依存しております。

ついては、CSKとの良好な関係維持に十分留意しておりますが、サーバ運営及び管理に関する費用の分担や売上分配等の取引条件に関して当社コンテンツ・サービス等事業の意図するとおりに合意できないケースも想定され、契約の更新内容によっては、当社グループの経営成績は大きな影響を受ける可能性があります。

④経営上の重要な契約

当社コンテンツ・サービス等事業においては、ゲームコンテンツを配信しているキャリア各社との間で当社コンテンツ・サービス等事業が配信するゲームコンテンツに関する知的財産権等のライセンサー（注1）及びライセンシー（注2）との間及びコンテンツ配信サービスにおけるサーバの運営を委託しているCSKとの間で、それぞれ重要な契約を締結しております。これらの契約はいずれも、当社コンテンツ・サービス等事業の根幹にかかわる契約であり、いずれの契約が欠けても、現状のビジネスモデルは十分に機能しなくなる可能性があります。これらの契約内容が当社コンテンツ・サービス等事業に不利な条件に変更された場合や、契約更新が拒絶された場合または契約が解除された場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

（注）1. ライセンサー：知的財産権等又はその再許諾権を保有し、その使用を許諾する者。多くの場合、許諾の対価としてライセン

ス使用料を受領する。

2. ライセンサー：ライセンサーの保持する権利の使用を許諾された者。

⑤コンテンツ開発業務の外部委託の活用

当社コンテンツ・サービス等事業においては、ゲームコンテンツの開発業務の一部を、技術力があり信頼できると考える外部の委託業者に委託しております。当社コンテンツ・サービス等事業においては、外部委託先にゲームコンテンツ開発業務を委託することにより、固定費の負担が低下し、効率的で柔軟な経営が可能になると判断しております。しかし、将来、技術力があり信頼関係を構築できる外部委託業者の確保が困難になった場合には、ゲームコンテンツの品質の低下や開発期間の長期化が発生する可能性があります。また、自社で技術者を確保する必要が新たに生じることから、固定費負担が増加する可能性もあります。このような場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

⑥海外における事業展開

モバイル関連市場は日本だけでなく世界的にも拡大しております。そうした状況の中で、当社コンテンツ・サービス等事業においても、国内で培ったゲームコンテンツの企画力、技術力を生かして、進出の条件に合致する国や地域から順次ゲームコンテンツの提供を開始しております。

当社コンテンツ・サービス等事業においては、進出先の市場動向の調査や参入形態の考慮を十分に行い、海外企業との事業提携等によって事業リスクの軽減を図りながら事業を展開していくことを基本としておりますが、当該進出対象国における市場規模が当社コンテンツ・サービス等事業の予測を下回る可能性もあり、並びに当社コンテンツ・サービス等事業のゲームコンテンツの配信時期が予定より遅延する可能性があります。また、国内事業で培ったノウハウや、ビジネスモデルを海外でも同じように適用できない場合には、経営資源の有効活用が行えず、開発コストや事業運営コストが当初予想よりかさむこととなります。その他、競合企業の存在、法律・為替等のカントリーリスク等によって当社グループの事業戦略及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(2) 財政状態及び経営成績に関するリスク

①ライセンス使用料

当社コンテンツ・サービス等事業においては、ゲームライセンス契約等に基づき、該当するゲームコンテンツの配信による売上高に応じて、ライセンス使用料をライセンサーに支払っております。

既存のライセンス契約に係る契約期間の終了や取引条件の見直しに際して、ライセンス使用料の料率や使用許諾期間等の契約条件が変更される可能性があります。この他、新規のコンテンツ所有者とのゲームライセンス契約等の締結について、従来の他のゲームライセンス契約とは相違する条件での契約が締結される可能性があります。そのような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

②貸倒引当金の計上

当社コンテンツ・サービス等事業においてNTTドコモと締結した「iモードサービスに関する料金収納代行回収契約書」、KDDIと締結した「情報料回収代行サービスに関する契約書」及び株式会社ウィルコム（以下、「ウィルコム」という。）と締結した「有料情報サービス等の提供及び情報料回収代行に関する契約書」によると、キャリアの責に帰すべき事由によらずに情報料を回収できない場合は情報料の回収が不能であると通知し、その時点をもって情報料回収代行義務は免責されることとなっております。

当社コンテンツ・サービス等事業においては、このような債権については、キャリアから回収不能の通知を受けた時点で貸倒処理をしており、実績率をもって引当計上をしております。当社コンテンツ・サービス等事業のうち、平成22年3月期の貸倒実績率は約1%であり、業績に与える影響は軽微であります。今後、このような未払者数及び未払額が増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

③為替変動

当社コンテンツ・サービス等事業においては、優良コンテンツを配信するために海外からライセンス供与を受けることがあり、そのライセンス使用料をドル建てで支払っております。また、当社コンテンツ・サービス等事業は、アジア・ヨーロッパを中心とした複数の国にゲームコンテンツの供与を行っているため、多通貨での取引があります。これらのリスクを軽減するために為替予約取引等によるリスクヘッジを行っていますが、リスクを完全に回避できるものではなく、今後の為替変動の状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(3) 外部環境に関するリスク

①市場の動向について

当社コンテンツ・サービス等事業においては、モバイルコンテンツ配信を主たる事業領域としているため、携帯電話のさらなる利用用途及び機能の拡張が成長のための基本的な条件と考えております。社団法人電気通信事業者協会発表の事業者別契約数によれば、平成22年3月末現在の国内携帯電話加入者数は約1億1,218万人であり、この1年で470万人増加しました。毎月の新規契約数から解約数を差引いた純増数は引き続き鈍化傾向にあるものの、携帯電話契約数に占める第3世代携帯電話の契約者の割合は97.2%に達しており、引き続き割合は高まるものと予想されますが、第3世代携帯電話の新規契約数が頭打ちになった場合には、今後の市場成長が阻害される可能性があります。

また、モバイルコンテンツ市場の歴史はまだ浅く、今後市場のニーズが変化していく可能性があり、その将来性には不透明な部分があります。モバイルインターネットの普及に伴う弊害の発生や利用に関する新たな法的規制の導入、通信キャリアの経営方針の変更、その他予期せぬ要因によって、今後の市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

②競合について

当社コンテンツ・サービス等事業が属するモバイルコンテンツ市場は、新規参入者の増加や既存企業の事業拡大等によって、今後もさらに競争が激化する傾向にあります。当社はJava等対応携帯電話機がNTTドコモから発売されると同時にJava等対応携帯電話向けにゲームコンテンツを配信してきた結果、この分野における経験やノウハウを蓄積してまいりました。この強みをもって今後も積極的に既存サイトの充実と新規サイトの立上げを行っていく所存がありますが、魅力的且つ有益なサービスを提供できない場合には、競合他社との競争激化による会員数の減少等により、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

③技術革新について

当社コンテンツ・サービス等事業において展開している携帯電話を中心としたモバイル・インターネット関連業界は技術の進歩が著しい分野であり、多くの参入企業によって、新技術を利用した新たなサービスが常に生み出されております。当社コンテンツ・サービス等事業においてはこれらの変化に対応しつつ、競争力のあるコンテンツサービスを提供し続けるために、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求等、必要な対応を行っておりますが、万一新技術への対応が遅れが生じ、提供しているコンテンツやサービスが陳腐化する場合や採用した新技術が浸透しなかった場合には、競合他社に対する当社の競争力が低下することにより、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

④ユーザーの嗜好・ニーズへの対応について

当社コンテンツ・サービス等事業において提供するモバイルコンテンツサービスの業績については、ユーザーの嗜好やニーズ、ライフスタイルの変化等によって左右される可能性があります。についてはサービス開始前は勿論のこと、日々入念にマーケティングリサーチを実施しておりますが、コンテンツやサービス魅力の低下や、ユーザーニーズに適合したサービスの開発・提供が遅れることなどにより、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(4) 今後の事業展開に関するリスク

①新規事業、新規サービスの立ち上げに伴うリスクについて

当社コンテンツ・サービス等事業においては、今後における競争力強化と差別化の実現に向け、従来のゲームの枠に囚われない付加価値の高い新たなインターネットサービスの創造を志向しております。新規事業や新規サービスへの投資については、事業を取り巻く事業環境ならびに競争優位性等を考慮し、仮説、検証を重ねた上で意思決定を行っておりますが、市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資回収を実現できない可能性があります。また、新規事業や新規サービスの立ち上げには、一時的に追加の人材採用、研究開発又は設備投資等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

②「フィルタリングサービス」について

平成19年12月10日付で総務省から各通信キャリア等に対して、青少年が使用する携帯電話における「フィルタリングサービス」の導入促進活動の強化及び効果的な普及・啓発に関する要請がなされました。それを受け、各通信キャリア等が「フィルタリングサービス」(注)の更なる普及啓発に向けた取組みを示しており、さらに平成20年9月12日には「フィルタリングサービス」普及に向けた強化策を発表しております。しかしながら、「フィルタリングサービス」は社会的に意義のある健全なサイト等も閲覧不可能となる可能性があるとの指摘もある中、それに対して、第三者機関が健全なサイトを評価・認定する動きが始まっており、平成20年4月8日に設立された一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構がコミュニティサイト運用管理体制認定制度の認定サイトを発表しております。当社コンテンツ・サービス等事業においては、これによる影響は軽微であると考えておりますが、今後、各通信キャリアや第三者機関等の動向次第で、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(注) フィルタリングサービス：青少年の教育や育成上、悪影響を与えるまたは与える恐れのある情報が掲載されているサイトの閲覧を防止することで、青少年の健全な育成を図ることを目的としており、具体的には出会い系サイトなどが閲覧制限の対象となります。

③投融資の基本方針

当社コンテンツ・サービス等事業においては、Java等対応携帯電話向けゲームコンテンツの提供事業を軸として、幅広いビジネス展開を積極的に行っていく方針であり、その実現のために設備投資、子会社設立、合併事業の展開、買収などについて国内外を問わず行う可能性があります。については、新規の投融資案件のリスク及びリターンを慎重に事前評価したうえで投融資を行う予定ですが、投融資先の事業の状況が業績に与える影響を確実に予想することは困難であり、投下資本を回収できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(5) システムに関するリスク

①プログラム不良によるリスク

当社コンテンツ・サービス等事業において開発したプログラムその他のソフトウェアまたはハードウェアに不良箇所が存在した場合、コンテンツ配信サービスの中断・停止や、当該コンテンツ及びユーザーのデータの破損等が生じる可能性があります。

については、ゲームコンテンツを配信する前に、社内においてテスト機により入念なチェックを行っておりますが、このような事態が発生した場合、当該ゲームコンテンツまたはゲームサイトの会員数またはダウンロード数への影響、ユーザー及びキャリアへの損害賠償、当社コンテンツ・サービス等事業の社会的信用の失墜と、それによる他のゲームコンテンツの会員数またはダウンロード数への影響、キャリアとの契約の解除または契約更新拒絶等のリスク等が想定され、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

②システム障害によるリスク

会員数またはダウンロード数の増加に伴うサーバ負担の増加、人的過失、地震、火災、停電など様々な原因により、システムダウン、データの配信不能またはキャリアのシステムへの悪影響などのシステム障害が発生する可能性があります。当社コンテンツ・サービス等事業においては、各キャリアのデータサーバでカウントされたユーザー数に基づいて売上を計上しておりますが、一方で当社コンテンツ・サービス等事業の費用となるライセンス使用料はCSKのデータサーバでカウントされたユーザー数に基づいて計上しております。そのため、システム障害等によって両者のデータサーバでカウントされるユーザー数に相応の差異が発生する場合には、想定している収益率が変動し、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

当社コンテンツ・サービス等事業においては、CSKとの協力関係に基づき、サーバやネットワーク機器の二重化、データの定期的バックアップ、24時間監視体制、障害対応マニュアルの準備、耐震耐火性に優れかつ無停電装置と自家発電装置を備えたデータセンター(注)におけるサーバ運用など、厳重な障害対応の態勢を敷いております。しかし、システム障害が発生した場合、その復旧までの時間と対処の方法によっては、会員数またはダウンロード数への影響、ユーザー及びキャリアへの損害賠償、当社コンテンツ・サービス等事業の社会的信用の失墜とそれによるゲームサイトの集客力の低下、キャリアとの契約の解除または契約更新拒絶等のリスク等が想定され、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(注) データセンター：インターネット上のサービスに必要なwebサーバやデータベースサーバを収容する施設。

(6) 社内体制に関するリスク

平成22年3月末現在、当社グループのうち、コンテンツ・サービス等事業の事業会社である株式会社ジー・モード及びその子会社2社は、取締役6名、子会社取締役3名(兼任取締役を除く)及び従業員177名から構成される小規模な組織体制で運営されています。このため、当社コンテンツ・サービス等事業においては、事業の拡大に対応するため、より充実した人的体制を整え、社内の組織体制の拡充を図っていく方針です。しかし、株式会社ジー・モード及びその子会社2社の取締役または部門責任者等が何らかの理由で業務を継続できない事態となった場合、当社グループの事業計画及び経営成績は影響を受ける可能性があります。また、当社コンテンツ・サービス等事業が必要とするゲームコンテンツの企画・開発及び配信に知識・経験を有する人材の確保は容易でないため、ゲームコンテンツ開発のためのノウハウを社内に蓄積し、技術の社内定着を進め、技術者の育成を図ることで特定の人物への依存度を低下させる方針です。しかし、このような社内体制を適時に構築できる保証はなく、この場合、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

また、十分な人的・組織体制が構築された場合においても、人材獲得に伴う固定費の増加により、収益性が悪化し、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(7) その他のリスク要因

①法的規制

平成22年3月末現在、当社コンテンツ・サービス等事業を展開するに当たって、特有の法的規制や業界の自主規制等はありませんが、今後の法改正次第では当該分野において何らかの規制を受けるないしは、対応措置を講じる必要性が生じる可能性があります。ついては、将来新法令が制定された場合のことを想定し、適時に対応できるよう努力する方針ですが、場合によっては、これらの法令によりの事業活動範囲が限定される可能性もあります。また、キャリア間における自主的なルールが制定されることも想定され、その場合にも事業活動範囲は限定される可能性があります。

②知的財産権の確保

当社コンテンツ・サービス等事業においては、ゲームコンテンツにかかる知的財産権が適切に保護されていることは必要不可欠であるため、知的財産権及びこれらの第三者の権利に関する調査を、外部の弁理士等の専門家を活用しておこなっております。

ゲームコンテンツ等の知的財産権に関しては、外部の専門家を活用した調査に基づき、権利保有者と交渉を行い、ライセンスを正式に取得できたものに限り配信しております。

当社コンテンツ・サービス等事業においては、これまで著作権を含めた知的財産権に関して他者の知的財産権を侵害したとして、損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはありません。今後当社コンテンツ・サービス等事業の事業分野における第三者の特許等が新たに成立し登録された場合、また当社が認識していない特許等が成立している場合、当該第三者から損害賠償または使用差止等の請求を受ける可能性並びに当該特許等に関する対価の支払等が発生する可能性があり、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

③個人情報の管理について

当社コンテンツ・サービス等事業においては、取り扱う個人情報について厳格な管理体制を構築し、情報セキュリティを確保するとともに、情報の取り扱いに関する規程類の整備・充実や従業員・取引先等への教育・研修・啓蒙を図るなど、個人情報の保護を徹底しておりますが、個人情報の流出により問題が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

④訴訟に関するリスクについて

当社コンテンツ・サービス等事業においては、これまで事業に関連した訴訟は発生しておりません。しかしながら、訴訟が発生する原因は想定できない様々な要素があります。したがって、将来において訴訟が発生する可能性は否定できず、その場合には訴訟内容や賠償金額によって、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当社と当社連結子会社である株式会社ジー・モード代表取締役社長 宮路武との間で、事前に協議の上統一的に同社の議決権を行使し、協議が整わない場合には、同氏は、当社の指図に従い議決権を行使すること、及び、相手方の事前の書面による承諾がない限り、同氏は、自身が所有する同社株式を第三者に譲渡できず、また、当社は、同社に対する議決権割合が40%未満となるような株式の譲渡を行うことができないことなどを内容とする株主間契約が、平成22年1月25日付で発効しております。

また、当社の同社株式の議決権割合が40%未満になった場合、本契約は、終了するものとしています。

当第1四半期連結会計期間に株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となったことに伴い、コンテンツ・サービス等事業において新たな経営上重要な契約等は以下の通りです。

(1) キャリア (通信事業者)

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	サービスの内容・提供条件・提供可能範囲、コンテンツの確認等に関する基本契約	平成13年1月26日から平成13年3月31日まで(以降、1年ごと自動更新)
	iモードサービスに関する料金収納代行回収契約書	回収の方法、回収代行手数料等に関する基本契約	iモード開始日から平成13年3月31日まで(以降、1年ごと自動更新)
KDDI株式会社	コンテンツ提供に関する契約書	サービスの内容・提供条件・提供可能範囲、コンテンツの確認等に関する基本契約	平成13年4月2日から平成14年3月31日まで(以降、半年ごと自動更新)
	情報料回収代行サービスに関する契約書	回収の方法、回収代行手数料等に関する基本契約	平成13年4月2日から平成14年3月31日まで(以降、半年ごと自動更新)
ソフトバンクモバイル株式会社	コンテンツ提供に関する基本契約書	サービスの内容・提供条件・提供可能範囲、コンテンツの確認等に関する基本契約	平成13年6月1日から平成14年3月31日まで(以降、1年ごと自動更新)
	債権譲渡契約書	債権の譲渡及び手数料に関する契約	平成13年6月18日から平成14年3月31日まで(以降、1年ごと自動更新)
株式会社ウィルコム	有料情報サービス等の提供及び情報料回収代行に関する契約書	サービスの内容・提供条件・提供可能範囲、コンテンツの確認、回収の方法、回収代行手数料等に関する基本契約	平成17年11月25日から平成18年5月24日まで(以降、半年ごと自動更新)

(2) ライセンサー

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Electronic Arts Inc. (アメリカ)	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT (ライセンス及び配信許諾契約)	Electronic Arts Inc. が権利を保有する「テトリス」を携帯電話向けゲームソフトウェアに移植し、配信する契約	平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

(3) 提携先

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社CSKシステムズ	業務提携基本契約書	株式会社CSKシステムズとの間で提携するコンテンツ配信サービス事業に関し、業務分担及び売上分配について取り決める基本契約	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

従来、「ソフトウェア基盤技術事業」の単一事業でありましたが、当第1四半期連結会計期間よりコンテンツ・サービス等事業を営む株式会社ジー・モード及びその子会社2社を連結の範囲に含めたため、「コンテンツ・サービス等事業」を事業区分として追加しております。

文中の将来に関する事項は、当第1四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における国内携帯電話市場は、景気低迷による消費の冷え込みや端末買替え需要の減退などにより、販売不振に歯止めがかからず、依然として厳しい状況が続いております。こうした状況の中、通信事業は、普及価格帯端末における性能の底上げや商品力の向上に加え、オープンOSを搭載したスマートフォンの積極投入などにより、乗り換えユーザーの獲得と携帯端末の2台目需要の開拓に向けて、販売競争を激化させております。また、LTE (Long Term Evolution) や、XGP (eXtended Global Platform) など、新たな通信インフラ技術の登場や新規事業者の参入等により、サービスの多様化と料金競争が本格化する中、次世代ネットワークの商用サービス開始に向けて、事業者間のワイヤレスブロードバンド競争にも今後一層拍車がかかるものと思われま。

一方、海外携帯電話市場は、中国やインドを中心としたエマージングマーケットで引き続き高い経済成長が続いており、地方での通信インフラの整備などにより新たな需要も生まれ始めております。これらの地域では、将来性の高い市場のマーケットシェアを高めるべく、各メーカーが普及価格帯端末における性能の底上げや商品力の向上を著しく進めており、カラー液晶画面を搭載し、携帯電話向けコンテンツ・サービスを利用可能なものが数多く発売されるようになってきました。今後は、これらの携帯電話の普及に伴い、携帯電話向けコンテンツ・サービスの市場が拡大するとともに、より質の高いコンテンツ・サービスとそれらを利用できる携帯電話の需要が増加すると思われま。

当社グループにおきましては、海外での収益基盤の強化に向けて、ソフトウェア基盤技術と共にコンテンツ・サービス等を提供する体制の構築に向けて、当社グループに株式会社ジー・モードを連結子会社に加えま。今後は海外での収益を増やすべく密接に事業を行っていくとともに、国内での事業運営の効率化を高め、より収益性の高い企業集団の実現に努めてまいります。

なお、当社グループにおける事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりであります。

(a) ソフトウェア基盤技術事業

ソフトウェア基盤技術の事業においては、アジアの売上は利益率の高い製品売上が大幅に増えており、海外事業での収益性を大幅に高めています。その反面、国内の売上は回復の兆しは見え、さらなる事業体制の見直しを余儀なくされています。国内の事業体制の収益性を高めるために、コストのさらなる削減と生産性の向上を進めるとともに、海外からの売上を増やすべく、引き続き改善に努めてまいります。

国内顧客においては、依然として厳しい状況が続いており、JB1end搭載製品出荷台数は引き続き低い水準で推移しています。また、ロイヤリティ売上以外の売上に関しても、低い水準で推移しております。しかし、スマートフォン用に開発したJB1end以外の新たなソフトウェアの引き合いは強く、既に契約済みで顧客からの製品発売が間近のものを含め、今後の収益に貢献していくと見ております。

<品目別販売実績>

当第1四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		前連結会計年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
製品売上	564,135	69.3	575,294	73.4	2,417,176	68.3
技術支援売上	242,429	29.8	200,458	25.6	1,112,120	31.4
その他	8,000	1.0	8,111	1.0	7,512	0.2
合計	814,565	100.0	783,864	100.0	3,537,080	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 製品売上とは、ライセンス収入及びロイヤリティ収入からなります。また技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入及び製品開発を支援するサポート収入等からなります。

海外顧客においては、アジアの顧客からのJB1end搭載製品出荷台数が増えています。また、米国の顧客からの後払いロイヤリティも発生しております。さらにスマートグリッドなど、携帯電話以外の機器での採用により、中長期的に収益に貢献していく事業基盤を構築しつつあります。

<地域別販売実績>

地 域	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)		前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
日本	636,814	78.2	528,350	67.4	2,686,295	75.9
アジア	167,356	20.5	211,934	27.0	741,002	21.0
その他	10,393	1.3	43,579	5.6	109,783	3.1
合計	814,565	100.0	783,864	100.0	3,537,080	100.0

(注) 1. この表は顧客の所在地によって分類した売上高を集計しています。
2. その他の地域には北米、欧州を含みます。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間のソフトウェア基盤事業の業績は、売上高783,864千円、営業損失245,133千円となりました。

(b) コンテンツ・サービス等事業

当第1四半期連結会計期間に株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となったことに伴う、コンテンツ・サービス等事業における業績の状況は以下の通りです。

国内のモバイルコンテンツ市場におきましては、インターネットサービスの開始から10年が経過し、データ通信の高速化やパケット定額制が定着したことなどにより、コンテンツやアプリケーションを気軽に利用できる環境が整備され、デジタルコンテンツの需要も拡大しつつあります。さらに、App StoreやAndroid Marketといったモバイルアプリマーケットプレースの台頭や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるプラットフォームのオープン化とソーシャルゲームの拡大が進む中、差別化と新たなサービス価値の創造に向けて企業間の競争が一層激化しております。

このような経営環境の下、安定的収益の確保に向けて、引き続き、集客導線の拡張、退会率の抑止等に努めるとともに、個別採算性を重視したコンテンツ投入と独創的で付加価値の高いサービスやサイト創りに取り組みました。対戦系専門サイトではサービス開始から約1年というモバイルコンテンツとしては異例の早さで1億対戦を突破しており、RPG専門サイトではアイテム課金機能を実装したRPGの配信を開始するなど、コンテンツ・サービスの強化と高付加価値化に注力いたしました。また、オープンソーシャル対応アプリの提供を開始するとともに、ポイント課金サービスを開始するなど、新たな収益基盤の構築に向けて本格的に始動いたしました。

さらに、基本料金無料のポイント課金型ビジネスモデルによるサイトを追加投入し、公式・一般サイトへのサービス拡充と収益基盤の強化に注力するとともに、オープンプラットフォームへの対応強化に向け、当社が提供するiアプリ自動変換ツール「MGD (Mobile Game Deployer)」を利用し、「Windows Marketplace for Mobile」向けに19タイトルを配信いたしました。

海外のモバイルコンテンツ市場におきましては、スマートフォンの台頭によりデータ通信の高速化が進み始めており、携帯電話向けのコンテンツ・サービスの認知度も上がってきています。特にエマージングマーケットでは、フィーチャーフォンと呼ばれる従来型の携帯電話向けのコンテンツ・サービスへの関心が高まっており、利用できるコンテンツ・サービスの豊富さや質等が携帯電話を選ぶ際の重要な要素となってきました。

このような市場環境の中、収益基盤の拡大に向け、国内向けに配信している高品質のコンテンツ・サービスを、既に当社グループのソフトウェア基盤技術を利用している海外および国内の携帯電話メーカーに対して提供を始めました。また、エマージングマーケットを中心とした海外のサービスプロバイダーや通信事業者からの引き合いも増えており、今後の世界的なコンテンツ・サービスの普及に向け、供給体制の構築に向けて本格的に始動いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間のコンテンツ・サービス等事業は、売上高1,252,928千円、営業利益90,599千円となりました。

(地域別セグメントの状況)

日本

当第1四半期連結会計期間日本の業績は、売上高1,895,054千円（前第1四半期連結会計期間売上高732,427千円）、営業損失161,848千円（前第1四半期連結会計期間営業損失301,976千円）となりました。

アジア

当第1四半期連結会計期間のアジア地域の業績は、売上高127,267千円（前第1四半期連結会計期間売上高82,137千円）、営業利益9,030千円（前第1四半期連結会計期間営業損失2,940千円）となりました。

その他地域

当第1四半期連結会計期間のその他の地域の業績は、売上高14,471千円（前第1四半期連結会計期間売上高は発生していない）、営業損失3,152千円（前第1四半期連結会計期間営業利益7,747千円）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は2,036,793千円（前第1四半期連結会計期間売上高814,565千円）となりました。営業損益につきましては、157,865千円の営業損失（前第1四半期連結会計期間営業損失290,551千円）、経常損益につきましては、投資事業組合運用損の計上等に伴い、162,756千円の経常損失（前第1四半期連結会計期間経常損失388,608千円）となりました。四半期純損益につきましては、負ののれん発生益及び段階取得に係る差損の計上等により、109,798千円の四半期純利益（前第1四半期連結会計期間四半期純損失400,229千円）となりました。

（資産、負債、純資産の状況に関する分析）

当社グループの当第1四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末と比較して3,123,752千円増加し15,783,396千円となりました。これは株式会社ジー・モードを新規に連結したこと等により、現金及び預金が1,207,243千円、売掛金が1,090,324千円それぞれ増加したこと等によるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して、701,703千円増加し1,387,722千円となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が287,519千円、未払金が206,104千円それぞれ増加したこと等によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して2,422,049千円増加し14,395,674千円となりました。これは、主に少数株主持分が2,092,175千円増加したこと等によるものです。なお、第25期株主総会にて資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を決議したため、資本剰余金が6,589,906千円減少し、利益剰余金が同額増加しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率につきましては、前連結会計年度末と比較して16.5ポイント減少し、77.6%となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比較して1,420,966千円増加し9,148,720千円となりました。

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

＜営業活動によるキャッシュ・フロー＞

営業活動により増加した資金は196,747千円（前第1四半期連結会計期間は176,923千円）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益を182,187千円計上し、また、現金支出を伴わない減価償却費196,963千円の計上があったこと等によるものであります。

＜投資活動によるキャッシュ・フロー＞

投資活動の結果増加した資金は、1,215,021千円（前第1四半期連結会計期間は341,088千円の減少）となりました。これは主に、株式会社ジー・モードを新規連結したことによる収入が1,151,744千円発生したこと等によるものであります。

＜財務活動によるキャッシュ・フロー＞

財務活動の結果減少した資金は、355千円（前第1四半期連結会計期間は85千円）となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間に株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となったことに伴い、コンテンツ・サービス等事業において新たな対処すべき課題は以下の通りです。

①事業体制の革新による「中長期的な成長基盤」の構築

スマートフォンの台頭やSNSによるオープン化の急速な進展により、従来の携帯電話向けコンテンツ市場から新たな市場へと利用者が流出し、既存のコンテンツビジネスを圧迫するなど、市場構造や経営環境が大きく変化する中、新たなビジネスモデルの創出に向けて企業間競争は今後一層激化することが予想されます。

このような事業環境の下、当社グループのコンテンツ・サービス等事業（以下「当社コンテンツ・サービス等事業」という。）においては、安定的収益基盤の確立と利益最大化の実現に向け、中長期を見据えた新たな事業基盤を早期に構築することが経営の最重要課題であると考えております。その対応に向け、主力のモバイルコンテンツ事業を安定的収益源として基盤化し、さらに強化していくと共に、「オープンソーシャル事業」を次期中核事業として位置付け、事業基盤の早期確立に向けて、グループ内のノウハウとリソースを集中投下してまいります。さらに、当社グループの各事業との事業シナジーを最大限に発揮することで、共同海外事業を立上げ、エマージングマーケット等の海外市場での競争優位性を強化するとともに、収益機会の拡大を図ってまいります。

また、収益の確保と継続的利益成長の実現に向け、引き続き、事業体制の最適化とコスト低減による一層の体質強化に取り組んでまいります。

②モバイルコンテンツ事業の強化

当社コンテンツ・サービス等事業の主力事業であるモバイルコンテンツ事業におきましては、モバイル検索エンジン導入による公式・一般サイトのボーダーレス化により、一般サイトが急速に普及し、無料コンテンツの利用が拡大するとともに、オープン端末の普及やSNSによるオープン化の急激な進展などにより、キャリア課金モデルによる新規会員獲得機会の減少や既存会員の退会加速、ビジネスモデル維持コストの増加などが懸念される状況となっております。

このような環境の中、付加価値の高い独自のサービスやプロモーションと連動したコンテンツ創りに注力するとともに、一般サイトとの連携強化による公式サイトへの導線拡張やマーケティング機能の強化、検索エンジンの有効活用などにより、集客力の強化と収益力の拡大を図ってまいります。また、Flashコンテンツによるアプリ開発コストの低減や現行マネタイズサイトポートフォリオを最適化することなどにより、利益率の向上を目指してまいります。

③次期中核事業の育成

ここ数年における公式サイトビジネス環境は過去の経験を超える厳しい状況が続いており、安定的収益基盤の確立と利益最大化を実現する新たなビジネスモデルの構築が喫緊の経営課題となっております。こうした状況の下、当社コンテンツ・サービス等事業において中長期的に強固な成長の土台を築くため、今後さらなる成長が見込まれるオープンソーシャル市場での本格的事業展開を新たな事業の柱とすべく、経営資源を集中投下し、効率的で機動力のある組織運営スタイルを確立することで成功確度を高め、早期収益化を目指してまいります。

また、徹底した採算管理により、事業継続の可否について定期的な見直しを実施するとともに、事業継続と撤退に係る判断基準を厳格化することにより、新規事業開拓に内在するリスクの回避にも努めてまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されているもの。）として、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）を定めております。

<当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）について>

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）を意味し、「大量買付者」とは、大量買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

（注1）特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 企業価値・株主共同の利益に関する考え方

当社グループ（「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します。）は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売をおこなっております。当社グループが独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品は、既に全世界で5億台を超える携帯電話やデジタルテレビ等の民生用電子機器に利用されており、さらに毎年1億台以上の新たな製品に搭載され出荷され続けております。特に日本の携帯電話においては、全出荷台数の9割以上に当社製品が使われており、海外にて利用されている分も含め、これらの民生用電子機器の機能を実現するために不可欠な構成要素となっております。このような基盤技術の提供が滞ることは、民生用電子機器を製造している国内外の数多くの企業の製品出荷に多大な影響を与えるだけでなく、もはや一般市民の社会生活に欠かせないライフラインとなっている携帯電話の利用にも支障をきたす事態を招来することになります。

当社の企業価値は、このように民生用電子機器の不可欠な構成要素となっている当社グループの独自の技術に基づくソフトウェア製品が、携帯電話メーカーや通信事業者等、ひいては一般市民に安定的・継続的に供給されることによって生み出されるものです。当社がかかるソフトウェア製品を安定的・継続的に供給することが出来なくなれば、多くの当社の顧客先が他社製品にシフトすることが予想され、当社が生み出す将来の収益の合計が著しく毀損されることは明らかであり、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることとなります。

そもそもソフトウェア製品は、その性質上、人間の英知によってのみ創り出す事が可能であり、自動機械などで製造を代替する事が不可能であることに加え、昨今のソフトウェア製品は規模が大きくなり複雑度が増してきているため、開発ノウハウの継承には長期間を要するものとなっております。したがって、万一当社製品の開発に関わっている人材が大量に流出し開発従事者を短期間で大幅に入れ替えざるを得ないような事態が生じた場合や少数であったとしても当社製品の開発の枢要を担う開発従事者が離職するような事態が生じた場合には、品質の急激な劣化を招き、また、当社の企業価値の源泉たるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたすこととなります。すなわち、当社の企業価値は、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的な供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的な供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要な要素のひとつとなります。換言すれば、例えば、当社株式の大量買付行為が、開発従事者の流出を招来するおそれがある場合には、当社によるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたし、当社の企業価値が毀損されるおそれ大きいものといわざるを得ません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 本プランの基本方針・導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環として他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社の買収を企図した大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様への判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切なご判断をいただくために極めて重要であると認識しております。これらを遂行するためには大量買付行為に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為、又は、当該ルールを遵守するものの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為や企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対しては必要に応じ相応の対抗措置をとることが、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。

3. 大量買付ルールの内容

本プランでは、大量買付行為について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続きにしたがって大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大量買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様の判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、本必要情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の概要（資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大量買付行為及び結果等を含む。）
- ②買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③買付の価格の算定根拠
- ④買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤買付の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針の概要
- ⑥買付行為完了後に意図する当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、合理的な範囲で大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部又は一部を開示します。

4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。したがって、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後のみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

5. 対抗措置の発動に係る手続

（1）独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました（独立委員会の構成、役割等については<資料>別添「独立委員会規定の概要」をご参照ください。）。

当社取締役会は取締役会評価期間において、独立委員会に必ず諮問を行うこととし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。

独立委員会は、(i) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない大量買付者（以下「手続不遵守買付者」といいます。）に該当する場合（発動事由①）、又は(ii) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、(a) 当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買取に該当すると認めた場合（発動事由②）、もしくは(b) 当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③）には、取締役会に対し、対抗措置を発動することを勧告するものとします。また、独立委員会は、当該大量買付行為が上記発動事由の①、②、③のいずれにも該当しないと認めた場合には、対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。下記(2)で述べるとおり、取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないよう勧告された場合は、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを最大限尊重しつつも、株主の皆様から経営の付託を受け株主に対し最終的な責任を負担する機関として、上記①、②、③の発動事由に該当するか否かについて自らの責任で最終的な判断を行い、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

なお、上記発動事由②の「当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買取に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する大量買付行為をいいます。

- (ア) 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）
- (イ) 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合
- (ウ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産（ただし、当社の事業遂行上使用する予定のない遊休資産を処分する場合であって、当該資産の処分により当社が将来生み出す収益の合計に悪影響を与えない場合を除く。）を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合
- (エ) 強圧的二段階買取（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

また、発動事由③の「当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際しては、当社の企業価値が、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要であることに鑑み、当該大量買付行為によりソフトウェア製品の安定的・継続的供給が妨げられるおそれはないか、具体的には、開発技術者が当該大量買付行為によっても当社を離職せず、又は、離職した場合でも当社と当社の顧客先との間の取引関係に影響がなく、当社の顧客先に対して当社が継続して製品の供給を行うことが可能かどうかという点を重要な判断要素として検討することといたします。そして、これらを検討するにあたっては、必ず開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取するものとします。

ただし、独立委員会が聴取した開発従事者及び当社の顧客先の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容を決定する際に参考とする一要素として取り扱われるものであり、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

なお、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(2) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないことを勧告された場合には、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会が、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、独自に発動要件を充足するかどうかの判断を行い、所定の場合には株主総会の決議を経た上、本プランに定める対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合であっても、自らの判断の結果発動事由の①、②、③に該当しないと判断に至った場合は、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会は、上記いずれの場合も、決議を行った場合速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

① 大量買付者が手続不遵守買付者に該当する場合（発動事由①）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由①に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

② 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合

(ア) 大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買取に該当する場合（発動事由②）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由②に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買取に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく（ただし、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には株主総会の決議を経た上で）、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

(イ) 大量買付行為が当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合（発動事由③）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由③に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認するものとします。その結果、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成であると認められる場合は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 株主総会の決議

当社取締役会は、当社取締役会が当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③に該当する場合）、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。このほか、当社取締役会は、当社取締役会が大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買取に該当すると認めた場合（発動事由②に該当する場合）にも、大量買付行為の内容、大量買付者の属性その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には、当該大量買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催することができるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他具体的にいかなる手段を講じるかについては、法令等及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、その時点での最新の裁判所による判断等を考慮した上最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置のひとつとして、特定買付者等による権利行使は原則として認められないとの差別的行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合、本新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。また、本新株予約権の無償割当てを行う場合であると、また、それ以外の手段による場合であるとを問わず、当社取締役会は、大量買付行為の内容その他諸般の事情を勘案し、当社取締役会により対抗措置の発動が決議された場合、大量買付者が大量買付行為を撤回・中止することができるような方策を、対抗措置の内容として設けることができるものとします。

なお、本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又はその他の新株もしくは新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（発動要件①、②、③に該当するような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当該新株予約権の割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、大量買付者が買付行為を撤回した場合又は対抗措置発動を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合は、新株予約権の割当期日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は、新株予約権の割当期日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

8. 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、平成21年3月31日開催の第24回定時株主総会の終結の時から平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、当該廃止について、情報開示を速やかに行います。

9. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）、②指針の定める原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、③東京証券取引所の有価証券上場規程第442条に定める買収防衛策の導入に関する事項の内容を踏まえ、上記指針等の示すところを充足するように設計されております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株主の皆様に対し、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本プランに定める手続きが遵守されない場合、又は本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、本プランに規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続（株主総会の決議を含む。）を経て対抗措置の発動を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させることのみを目的として行われるよう、本プランは設計されております。

(3) 事前の開示

当社は、大量買付者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本プランを株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て導入するものであり、その目的、内容等を予め具体的に開示します。

また、当社は対抗措置の発動を決議した場合にも、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行うものとし、ます。

(4) 株主意思の重視

当社は、株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを導入させていただくものです。また、本プランでは、一定の場合には、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととされています。

さらに、8. 「本プランの有効期間、廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、この点でも、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(5) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。そして、当社取締役会は独立委員会への諮問を経た上、独立委員会が発動を勧告しない限り、対抗措置の発動を決定することができないものとされています。このように、独立委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大量買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(6) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、「5. 対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、株主総会の決議を経ず取締役会決議のみに基づき対抗措置を発動するためには、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければならないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会の決議によって廃止できるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(8) 取締役の保身を目的とするものではないこと

上記(2)にて記載したとおり、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものであり、当社取締役会が自己保身を目的として導入するものではありません。

また、上記(5)や(6)にて記載したとおり、対抗措置の発動時においても、当社取締役が自己保身を目的として恣意的に発動することを防止するための仕組みを確保しております。

<資料>

別添

独立委員会規定の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設定されます。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役又は当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。

3. 任期

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランが廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとします。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとします。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社に対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間のグループ全体の研究開発費は総額36,505千円となりました。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 戦略的現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの戦略的現状と見通しに重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間に株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となったことに伴う、新たな主要な設備の状況は以下の通りです。

主要な国内子会社

平成22年3月31日現在

事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（単位：千円）				従業員数 （名）
			建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	合計	
株式会社ジー・モード （東京都渋谷区）	コンテンツ・サービス等事業	本社及び開発設備等	70,512	14,917	-	85,429	156

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	261,300
計	261,300

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成22年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成22年5月17日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	101,334	101,334	東京証券取引所 （マザーズ）	単元株制度は採用していません。
計	101,334	101,334	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株引受権及び新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の状況

(平成13年7月14日臨時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	33
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2.に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権付与日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。

- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。

- (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができません。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年7月14日開催の臨時株主総会及び平成13年6月26日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとし、承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとし、

(平成13年12月27日臨時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	24.28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2.に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができません。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年12月27日開催の臨時株主総会及び平成13年12月11日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められています。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成14年3月22日定時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	175.86
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができません。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年3月22日開催の定時株主総会及び平成14年2月19日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められています。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

② 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況
(平成15年8月29日臨時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	133
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	399
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとしております。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとしております。

- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。

- (3) 当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社又はAplix Corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年8月29日開催の取締役会の決議に基づき、当社及びAplix Corporation of Americaの取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成16年3月23日定時株主総会の決議 1)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (3) 当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合

- (4) 当社又はAplix corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
- (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
- ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
- ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
- ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
- ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成16年3月23日定時株主総会の決議 2)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,027,279
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」を読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年6月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成17年3月23日定時株主総会の決議 1)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	698,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2,5)	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

(1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合

- (4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
- (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
- ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
- ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
- ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
- ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (平成17年3月23日定時株主総会の決議 3)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	93
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年12月27日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成22年3月23日 (注)	—	101,334	—	13,263,950	△6,589,906	—

(注) 平成22年3月23日開催の第25期定時株主総会において、資本準備金を6,589,906千円減少させ、欠損填補することを決議しました。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,320	101,320	—
端株	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	101,334	—	—
総株主の議決権	—	101,320	—

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アプックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号	14	—	14	0.01
計	—	14	—	14	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	57,000	68,600	113,500
最低(円)	47,300	51,000	65,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）附則第7条第1項第1号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことに伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,404,906	3,197,663
売掛金	1,480,535	390,210
有価証券	5,133,870	5,124,656
商品	20,202	16,687
仕掛品	293,017	23,655
その他	1,263,352	656,806
貸倒引当金	△25,539	△11,264
流動資産合計	12,570,345	9,398,415
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	116,908	44,634
工具、器具及び備品（純額）	63,349	45,025
有形固定資産合計	※1 180,258	※1 89,659
無形固定資産		
のれん	41,021	47,858
ソフトウェア	1,215,054	972,364
ソフトウェア仮勘定	655,325	769,728
その他	5,658	5,831
無形固定資産合計	1,917,058	1,795,783
投資その他の資産		
投資有価証券	974,433	1,376,136
その他	267,486	125,835
貸倒引当金	△126,186	△126,186
投資その他の資産合計	1,115,733	1,375,785
固定資産合計	3,213,050	3,261,227
資産合計	15,783,396	12,659,643
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	356,095	68,576
未払金	532,762	326,658
賞与引当金	87,650	30,053
その他	341,122	256,788
流動負債合計	1,317,632	682,075
固定負債		
その他	70,090	3,943
固定負債合計	70,090	3,943
負債合計	1,387,722	686,019

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,263,950	13,263,950
資本剰余金	—	6,589,906
利益剰余金	△967,628	△7,667,332
自己株式	△8,714	△8,714
株主資本合計	12,287,607	12,177,809
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	96,272	△106,082
繰延ヘッジ損益	△5,645	△4,880
為替換算調整勘定	△131,099	△149,585
評価・換算差額等合計	△40,472	△260,548
少数株主持分	2,148,539	56,363
純資産合計	14,395,674	11,973,624
負債純資産合計	15,783,396	12,659,643

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	814,565	2,036,793
売上原価	530,774	1,186,018
売上総利益	283,790	850,774
販売費及び一般管理費	*1 574,341	*1 1,008,640
営業損失(△)	△290,551	△157,865
営業外収益		
受取利息	9,692	10,350
受取配当金	112	810
為替差益	6,329	—
その他	266	2,343
営業外収益合計	16,400	13,503
営業外費用		
支払利息	17	58
株式交付費	85	—
有価証券売却損	93,219	—
投資事業組合運用損	—	15,114
為替差損	—	1,274
その他	21,135	1,946
営業外費用合計	114,457	18,394
経常損失(△)	△388,608	△162,756
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,261	14,061
固定資産売却益	343	—
負ののれん発生益	—	457,670
特別利益合計	3,605	471,731
特別損失		
貸倒引当金繰入額	15,000	—
固定資産除却損	7,128	—
段階取得に係る差損	—	126,788
特別損失合計	22,128	126,788
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△407,132	182,187
法人税、住民税及び事業税	2,843	20,077
過年度法人税等	△3,973	—
法人税等調整額	△6,716	2,208
法人税等合計	△7,847	22,285
少数株主利益	944	50,103
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△400,229	109,798

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△407,132	182,187
減価償却費	197,264	196,963
のれん償却額	—	6,836
負ののれん発生益	—	△457,670
段階取得に係る差損益(△は益)	—	126,788
賞与引当金の増減額(△は減少)	31,933	52,505
貸倒引当金の増減額(△は減少)	84,923	△10,609
受取利息及び受取配当金	△9,804	△11,160
支払利息	17	58
固定資産除却損	7,128	—
有価証券売却損益(△は益)	93,219	—
売上債権の増減額(△は増加)	293,990	169,033
たな卸資産の増減額(△は増加)	△6,254	△113,734
前払費用の増減額(△は増加)	△20,043	—
仕入債務の増減額(△は減少)	8,796	21,039
未払金の増減額(△は減少)	33,576	18,175
未払消費税等の増減額(△は減少)	△125,633	14,352
その他	△9,942	8,865
小計	172,040	203,632
利息及び配当金の受取額	7,603	7,009
利息の支払額	△17	△58
法人税等の支払額	△2,702	△16,601
法人税等の還付額	—	2,765
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,923	196,747
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△626,418	△111,110
定期預金の払戻による収入	523,145	333,710
投資有価証券の取得による支出	△80,577	—
無形固定資産の取得による支出	△153,322	△253,091
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	1,151,744
その他	△3,915	93,768
投資活動によるキャッシュ・フロー	△341,088	1,215,021
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主への配当金の支払額	—	△14
その他	△85	△341
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85	△355
現金及び現金同等物に係る換算差額	68,117	9,552
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△96,133	1,420,966
現金及び現金同等物の期首残高	9,708,242	7,727,754
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,612,108	※1 9,148,720

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、Zeemote Technology Inc. は新たに設立したため、株式会社ジー・モード及びその子会社2社は株式会社ジー・モードの普通株式を追加取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 12社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>① 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、株式会社ジー・モードは連結子会社になったため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>② 変更後の持分法適用関連会社の数 なし</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>連結子会社のうち当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めた株式会社ジー・モード及びその子会社2社の決算日は、3月31日であります。</p> <p>四半期連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、第1四半期連結決算日現在で実施した仮決算に基づく四半期財務諸表を使用しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 企業結合に関する会計基準等の適用 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p> <p>(2) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作については工事進行基準を、その他の受注制作については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、当第1四半期連結累計期間において工事進行基準を適用すべき契約がなかったため、この変更による損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年1月1日
至 平成22年3月31日)

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間より株式会社ジー・モード及びその子会社2社を連結の範囲に含めたことを契機に表示方法の見直しを行った結果、以下の表示方法の変更を行っております。

- 1 前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました流動資産の「繰延税金資産」(当第1四半期連結会計期間は10,903千円)は、流動資産の「その他」に含めて表示することとしました。
- 2 前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました投資その他の資産の「繰延税金資産」(当第1四半期連結会計期間は15,504千円)及び「敷金及び保証金」(当第1四半期連結会計期間は238,586千円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとしました。
- 3 前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました流動負債の「未払法人税等」(当第1四半期連結会計期間は21,106千円)は、流動負債の「その他」に含めて表示することとしました。
- 4 前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました流動負債の「リース債務」(当第1四半期連結会計期間は1,403千円)は、流動負債の「その他」に含めて表示することとしました。
- 5 前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました固定負債の「退職給付引当金」(当第1四半期連結会計期間は129千円)は、固定負債の「その他」に含めて表示することとしました。
- 6 前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました固定負債の「リース債務」(当第1四半期連結会計期間は3,586千円)は、固定負債の「その他」に含めて表示することとしました。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用損」(前第1四半期連結累計期間は21,134千円)は、当第1四半期連結累計期間では金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「前払費用の増減額(△は増加)」(当第1四半期連結累計期間は145千円)は、金額的重要性が乏しくなったため営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することとしました。

前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」(当第1四半期連結累計期間は△3,745千円)は、金額的重要性が乏しくなったため投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することとしました。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、461,148千円であります。</p> <p>2 偶発債務 当社の連結子会社であるRococo Software Limitedは、アイルランド政府等から受領した補助金につき、プロジェクトの中止等の一定の事項が発生した場合には請求される可能性があり、その金額は59,204千円であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、306,611千円であります。</p> <p>2 偶発債務 当社の連結子会社であるRococo Software Limitedは、アイルランド政府等から受領した補助金につき、プロジェクトの中止等の一定の事項が発生した場合には請求される可能性があり、その金額は62,559千円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>133,544 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>9,944</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>99,062</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>73,453</td> </tr> </table>	給料手当	133,544 千円	賞与引当金繰入額	9,944	研究開発費	99,062	貸倒引当金繰入額	73,453	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>241,067 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>14,444</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>3,518</td> </tr> </table>	給料手当	241,067 千円	賞与引当金繰入額	14,444	貸倒引当金繰入額	3,518
給料手当	133,544 千円														
賞与引当金繰入額	9,944														
研究開発費	99,062														
貸倒引当金繰入額	73,453														
給料手当	241,067 千円														
賞与引当金繰入額	14,444														
貸倒引当金繰入額	3,518														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>3,026,215</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△682,324</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(注)1</td> <td>7,268,217</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>9,612,108</td> </tr> </table> <p>(注)1. 有価証券勘定は、CRF、MMF及びFFFであります。</p>	現金及び預金勘定	3,026,215	預入期間が3か月を超える定期預金	△682,324	有価証券勘定(注)1	7,268,217	現金及び現金同等物	9,612,108	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>4,404,906</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△390,056</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(注)1</td> <td>5,133,870</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>9,148,720</td> </tr> </table> <p>(注)1. 有価証券勘定は、MMF、FFF及び3ヶ月以内に満期が到来する短期社債等であります。</p>	現金及び預金勘定	4,404,906	預入期間が3か月を超える定期預金	△390,056	有価証券勘定(注)1	5,133,870	現金及び現金同等物	9,148,720
現金及び預金勘定	3,026,215																
預入期間が3か月を超える定期預金	△682,324																
有価証券勘定(注)1	7,268,217																
現金及び現金同等物	9,612,108																
現金及び預金勘定	4,404,906																
預入期間が3か月を超える定期預金	△390,056																
有価証券勘定(注)1	5,133,870																
現金及び現金同等物	9,148,720																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 101,334.00株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14.00株

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年3月23日開催の第25回定時株主総会にて資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を決議しております。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本剰余金が6,589,906千円減少し、利益剰余金が同額増加しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	ソフトウェア 基盤技術事業 (千円)	コンテンツ・ サービス等事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	783,864	1,252,928	2,036,793	—	2,036,793
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	6,600	6,600	(6,600)	—
計	783,864	1,259,528	2,043,393	(6,600)	2,036,793
営業利益(△損失)	△245,133	90,599	△154,533	(3,332)	△157,865

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、サービスの系列性、市場の類似性等を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
ソフトウェア 基盤技術事業	組込み向けソフトウェア、パソコン向けソフトウェア等
コンテンツ・ サービス等事業	携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営等

(追加情報)

事業区分の方法については、従来、「ソフトウェア基盤技術事業」の単一事業でありましたが、当第1四半期連結累計期間よりコンテンツ・サービス等事業を営む株式会社ジー・モード及びその子会社2社を連結の範囲に含めたため、「コンテンツ・サービス等事業」を事業区分として追加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	732,427	82,137	—	814,565	—	814,565
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	53,747	135,323	104,596	293,667	(293,667)	—
計	786,175	217,460	104,596	1,108,232	(293,667)	814,565
営業利益（△損失）	△301,976	△2,940	7,747	△297,169	6,618	△290,551

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・台湾等

その他の地域・・・アメリカ合衆国、ドイツ

3. 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第1四半期連結累計期間の営業損失はアジアにおいて15,645千円増加しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,895,054	127,267	14,471	2,036,793	—	2,036,793
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	44,018	156,762	91,001	291,783	(291,783)	—
計	1,939,073	284,030	105,472	2,328,576	(291,783)	2,036,793
営業利益（△損失）	△161,848	9,030	△3,152	△155,970	(1,895)	△157,865

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・台湾等

その他の地域・・・アメリカ合衆国、ドイツ、アイルランド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	北米	欧州	アジア	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	10,382	11	167,356	—	177,750
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	814,565
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	1.3	0.0	20.5	—	21.8

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米・・・アメリカ合衆国
 (2) 欧州・・・フィンランド、スウェーデン
 (3) アジア・・・中国、台湾、韓国等
 (4) その他地域・・・イスラエル
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）

	北米	欧州	アジア	計
I 海外売上高（千円）	43,660	11,903	216,248	271,813
II 連結売上高（千円）	—	—	—	2,036,793
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	2.1	0.6	10.6	13.3

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米・・・アメリカ合衆国
 (2) 欧州・・・英国、スウェーデン、アイルランド等
 (3) アジア・・・中国、台湾、韓国等
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ジー・モード

事業の内容 国内コンテンツ配信事業、カジュアルコミュニケーション事業、海外事業、その他の事業

(2) 企業結合を行った主な理由

前連結会計年度において、当社は株式会社ジー・モードと業務資本提携を締結し、持分法適用関連会社といたしました。更なる業務資本提携に関する協議・検討を進め、その結果、当社の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」と、株式会社ジー・モードが開発・提供している豊富なゲームコンテンツとの融合により、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を更に強化し、両社の収益機会の急速かつ大幅な拡大を実現するためには、持分法適用会社という緩やかな関係にある現状から更に踏み込んだ連結子会社としての強固な体制を速やかに構築し、両社の企業価値を高めることが、両社の中長期に渡る成長に大いに資するものであると判断いたしました。同時に、当社と株式会社ジー・モードが持つ製品及びサービスは、それらを融合させることで新しい価値を創出するという相互補完関係にある一方で、当社は組み込み向けJavaプラットフォームが主力製品であり、株式会社ジー・モードはゲームコンテンツを供給しており、両社の業務提携による事業推進と同時に、特に日本国内ではそれぞれ単体での事業展開も推進していることから、両社の経営の自主性を尊重しながら中長期的な経営戦略を共有しつつ連携を更に強化していくことが両社事業の発展を最大化させると考え、本公開買付けでは、買付予定の株券等の数に上限(34,068株)を設け、本公開買付け後も引き続き株式会社ジー・モード株式の上場を維持する方針といたしました。

公開買付けの結果、株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となることにより、これまでより更に踏み込んだ両社の技術力の融合や新たな機能・サービスの共同開発及び共同保有、更には現在当社が保有する海外子会社及び株式会社ジー・モードを含むアブリックスグループ全体の事業領域の明確化と効率的な経営資源の投入などが可能になり、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を速やかに高めることで、両社の収益機会の大幅な拡大を実現する所存であります。

(3) 企業結合日

平成22年1月18日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得(公開買付け)

(5) 結合後企業の名称

株式会社ジー・モード

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 20.0%

企業結合日に追加取得した議決権比率 27.4%

取得後の議決権比率 47.4%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金により株式会社ジー・モードの株式を取得したこと、及び株式会社ジー・モード株主と当社との株主間契約に基づき、当社と同一内容の議決権を行使することに同意している同社株主が所有する議決権比率が10.5%であり、当社が同社を実質的に支配していると認められるためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年1月1日から平成22年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	1,330,815千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	48,116
取得原価		1,378,931

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 126,788千円

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

457,670千円

(2) 発生原因

当社の投資に対応する時価純資産が取得原価を上回ったためであります。

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当連結会計年度の開始の日をみなし取得日として連結しているため、当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1株当たり純資産額 120,875.79円	1株当たり純資産額 117,620.02円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失 △3,950.15円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、四半期純損失を計上しているため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 1,083.68円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,083.01円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△400,229	109,798
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(千円)	△400,229	109,798
期中平均株式数(株)	101,320.00	101,320.00
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月8日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原井 武志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途管理しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月10日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原井 武志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途管理しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。